⑺　Time-limit for tender : 12 : 00 a.m. 15th, December, 2010
⑻　Contact Point for the notice : Ohno and Saito, Contract Section, Accounting Group, Office of Accounting, Finance and Accounting Department, J.H.F.A, 1―4―10 Koraku, Bunkyo-ku, Tokyo 112―8570, Japan TEL 03―5800―8053
⑼　Acquire the electric certificate in case of using the Electric Bidding system
http://www.jhf.go.jp/about/financial/tender/index.html

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成22年10月25日
独立行政法人住宅金融支援機構契約担当役
財務企画部長　遠藤　順次
◎調達機関番号　608　◎所在地番号　13
1　調達内容
⑴　品目分類番号　71、27
⑵　購入等件名及び数量　総合オンラインシステムの運用管理及び保守業務（電子入札対象案件）
⑶　調達案件の仕様等　入札説明書による。
⑷　履行期限　入札説明書による。
⑸　履行場所　入札説明書による。
⑹　入札方法　本件は、入札に併せて技術等の提案書を受け付け、価格と技術等の総合評価によって落札者を決定する総合評価落札方式の入札である。入札金額は、業務に要する一切の費用を含めた額とする。落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の５％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
⑺　電子入札システムの利用　本件は、紙入札方式による入札手続とあわせて、電子入札システムによる入札手続を行う。
2　競争参加資格
⑴　当機構入札心得の14に該当しない者であること（詳細は入札説明書に記載）。
⑵　平成22年度独立行政法人住宅金融支援機構競争参加資格「役務の提供等」の資格を有する者、または平成22・23・24年度国の競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の資格を有する者であること。
⑶　入札説明書中の契約書（案）により当機構と契約を締結することが可能であり、かつ、仕様書記載の要件を全て満たしている者であること。
⑷　電子入札システムによる入札に参加する場合は、電子認証局が発行したＩＣカードを取得していること。
3　入札書の提出場所等
⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒112―8570 東京都文京区後楽１―４―10
独立行政法人住宅金融支援機構財務企画部会計事務管理室会計グループ　大野・鈴木
電話03―5800―8053
⑵　入札説明書の交付時期及び方法　平成22年10月25日～平成22年12月24日（土曜、日曜、祝日を除く10時～12時、13時～16時）、⑴の交付場所にて交付する。
⑶　入札書の受領期限
平成23年１月４日（火）12時00分
⑷　開札の日時及び場所
平成23年１月５日（水）11時00分
独立行政法人住宅金融支援機構本店会議室
4　その他
⑴　契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除
⑶　入札者に要求される事項　この一般入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した総合評価のために必要な提案書を平成22年12月27日(月)12時00分までに提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当役から当該提案書に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。なお、提出された提案書は、当機構において入札説明書に定める技術等の要求要件及び評価基準に基づき審査するものとし、審査の結果、合格した提案書に係る入札書のみを落札決定の対象とする。
⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札（詳細は入札説明書に記載）
⑸　契約書作成の要否　要
⑹　落札者の決定方法　当機構の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内であり、入札説明書で指定する技術等の要求要件のうち必須とされた項目の最低限の要求要件を全て満たしている提案をした入札者の中から、入札説明書で定める総合評価の方法をもって落札者を決定する。
ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち総合点が最も高い者を落札者とすることがある。
⑺　手続における交渉の有無　無
⑻　電子入札システムの利用　電子入札システムによる入札に参加する者は、所定の期限までに入札書類データを電子入札システムにより提出しなければならない。
⑼　詳細　詳細は入札説明書による。
5　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Junji Endo, Director General of the Finance and Accounting Department, Japan Housing Finance Agency
⑵　Classification of the services to be required : 71, 27
⑶　Nature and quantity of the services to be required : System operation of our synthetic on-line system
⑷　Fulfillment date : as in the tender documentation
⑸　Fulfillment place : as in the tender documentation
⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :
①　Not come under Article 14 of J.H.F.A's bylaw about procedures of tenders (Details described in the tender documentation)
②　Have the qualification for participating in tenders for "offers of the labor" by J.H.F.A in the fiscal year of 2010 or have the qualification for participating in tenders for "offers of the labor" by single qualification of services for every ministry and agency in the fiscal year of 2010, 2011 and 2012.
③　Satisfies criteria in the tender documentation
⑺　Time-limit for tender : 12 : 00 a.m. 4th January, 2011
⑻　Contact point for the notice : Ohno and Suzuki, Contract Section, Accounting Group, Office of Accounting, Finance and Accounting Department, The J.H.F.A, 1―4―10 Koraku, Bunkyo-ku, Tokyo 112―8570, Japan TEL 03―5800―8053
⑼　Acquire the electric certificate in case of using the Electric Bidding system
http://www.jhf.go.jp/about/financial/tender/index.html

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成22年10月25日
契約責任者
郵便局株式会社調達部担当執行役員
河村　　学
◎調達機関番号　411　◎所在地番号　13
1　調達内容
⑴　品目分類番号　６
⑵　購入品名及び数量　春のありがとうフェア（仮称）用応募はがき　43,000,000枚（予定）
⑶　購入物品の特質等　入札説明書による。
⑷　納入期限　平成23年１月28日
⑸　納入場所　郵便局株式会社本社
⑹　入開札の日時及び場所　平成22年12月20日午後２時10分　日本郵政ビル１階入札室
2　競争参加資格
⑴　下記ア、イ、ウ及びエに該当しない者であること。
ア　当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。ただし、制限行為能力者であって契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。
イ　下記各号の一に該当すると認められるものでその事実があった後２年間を経過していない者。代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。
㋐　契約の履行に当たり故意に物品の製造等を粗雑にし、又は品質若しくは数量に関して不正の行為をした者